令和５年度

整備主任者研修　法令研修

【地方教材】

東北運輸局青森運輸支局

目　　次

＜令和５年度整備主任者研修地方教材＞

１．こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します
（令和5年6月5日プレスリリース）　・・・・　１

２．大型車の車輪脱落事故防止について
（令和5年9月東北運輸局資料）　・・・・　３

３．ＯＢＤ検査の概要
（独立行政法人自動車技術総合機構資料）　・・・・２０

４．受検する際の注意事項について　・・・・４１

５．指定整備事業者の処分状況一覧表（令和4年度）　・・・・４３

６．不正車検を行った民間車検場の指定取消処分
（令和5年6月27日プレスリリース）　・・・・４５

７．不正車検を行った民間車検場の指定取消処分
（令和5年7月6日プレスリリース）　・・・・４６

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和５年６月５日
自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

こどもは身長が低いことから、特に車両の直前やその近辺ではドライバーから見えづらく見落とされるリスクが高まります。このような見落としによる事故を防止するための国際的な安全基準が、我が国の主導のもと成立しましたので、この国際基準を国内に導入することとしました。

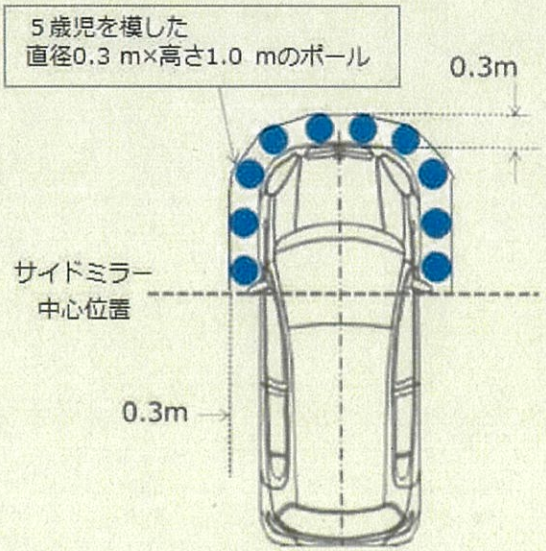
国土交通省では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「直前直左右確認装置に係る協定規則（第166号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第167号）」の制定が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、策定された新国連基準を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該直前直左右確認装置に係る新国連基準は、日本の国内基準をベースとし、我が国の交通安全環境研究所（松井靖浩上席研究員）が基準策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本がその策定を主導し合意に至ったものです。

１．主な改正項目（詳細は別紙参照）

(1) 乗用車等には、運転者席から死角となる車両の直前及び側面にいるこどもなどの歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えなければならないこととします。

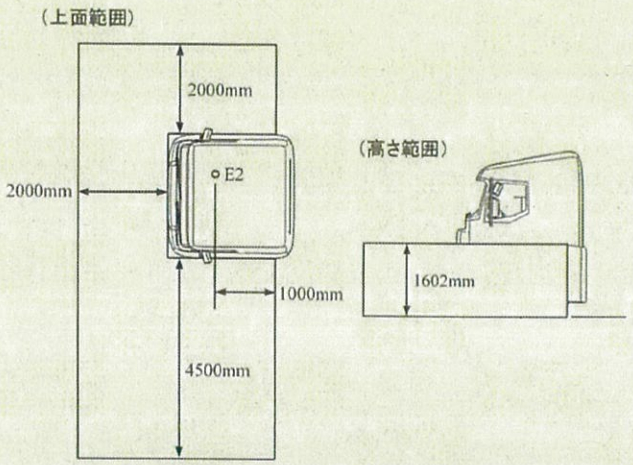


運転者席から直接視によりポールが確認できない範囲について、

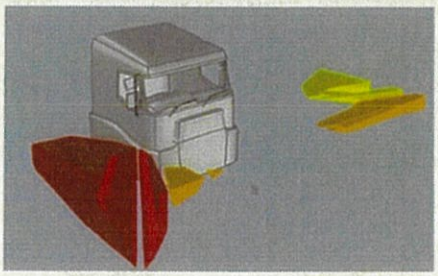
・鏡またはカメラモニタによる視認装置
・ソナー等による検知システム

いずれか又はそれらの組み合わせにより確認ができること。

(2) バスやトラックの大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととします。



＜評価範囲＞



＜評価体積例＞

	最小体積（m^3）		
	カテゴリ１※	カテゴリ２※	カテゴリ３※
運転者席側体積	3.4	—	—
前方体積	1.8	1.0	1.0
助手席側体積	2.8	—	—
総体積	11.2	8.0	7.0

※ 車両カテゴリが区分され、市街地走行が想定される構造の車両であるほど規制値が厳しい

＜規定値＞

２．公布・施行

公　布　：令和５年（2023年）６月５日
施　行　：令和５年（2023年）６月５日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先
自動車局　車両基準・国際課：山村、藤澤
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639
審査・リコール課：福薗、高嶋
電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

大型車の車輪脱落事故防止について

令和５年９月
東北運輸局自動車技術安全部

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

掲載事項

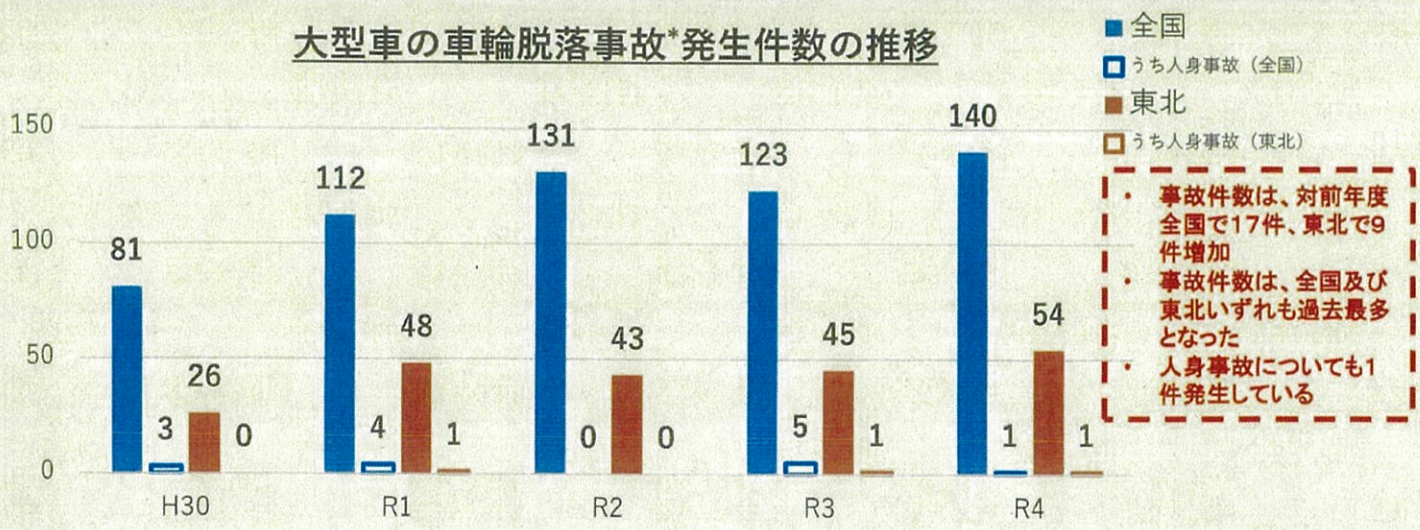
① 令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

② 大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果

③ 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

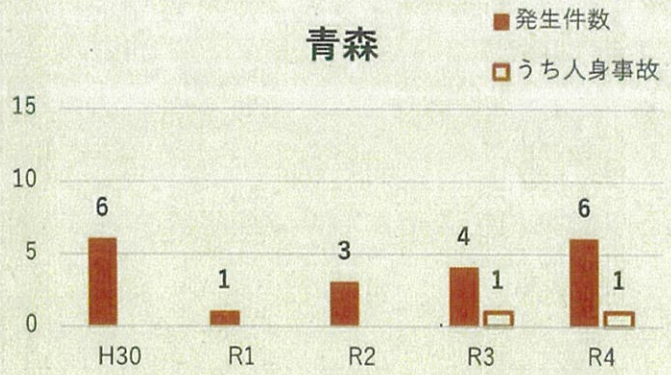
①令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

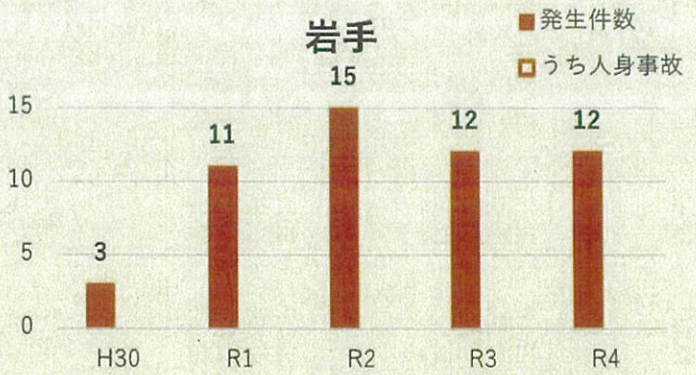
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移

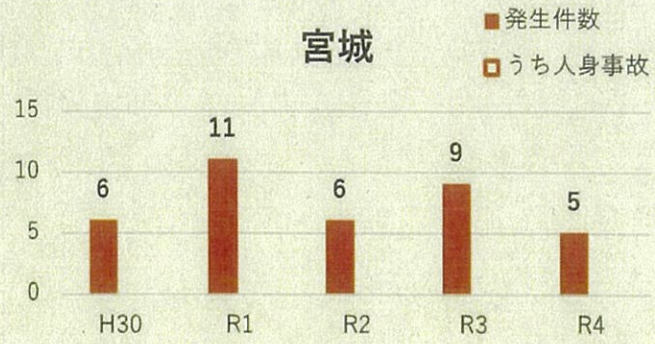


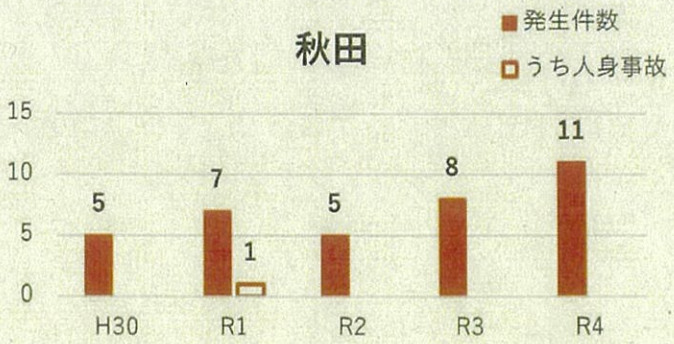
- 事故件数は、対前年度全国で17件、東北で9件増加
- 事故件数は、全国及び東北いずれも過去最多となった
- 人身事故についても1件発生している

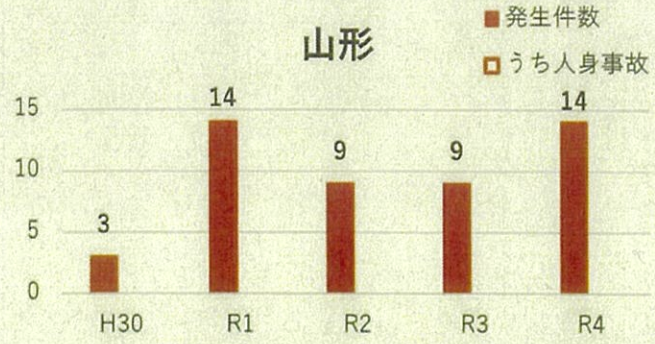
※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

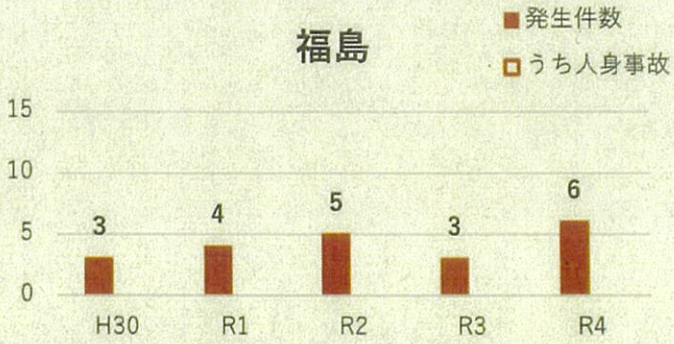








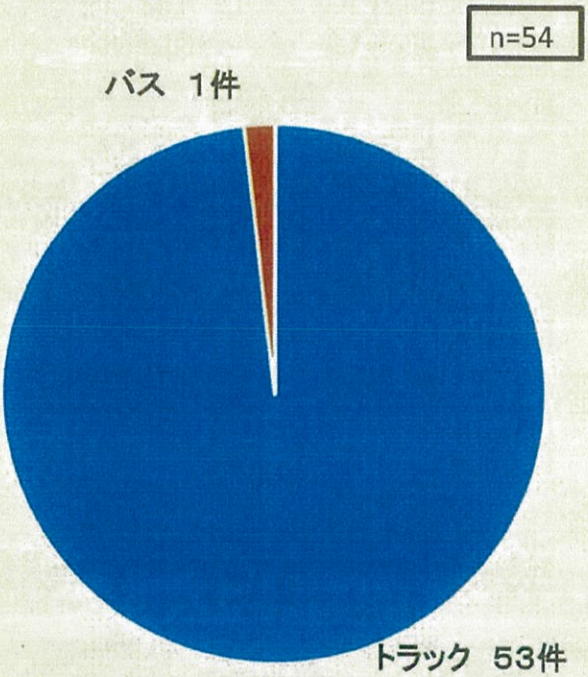




出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

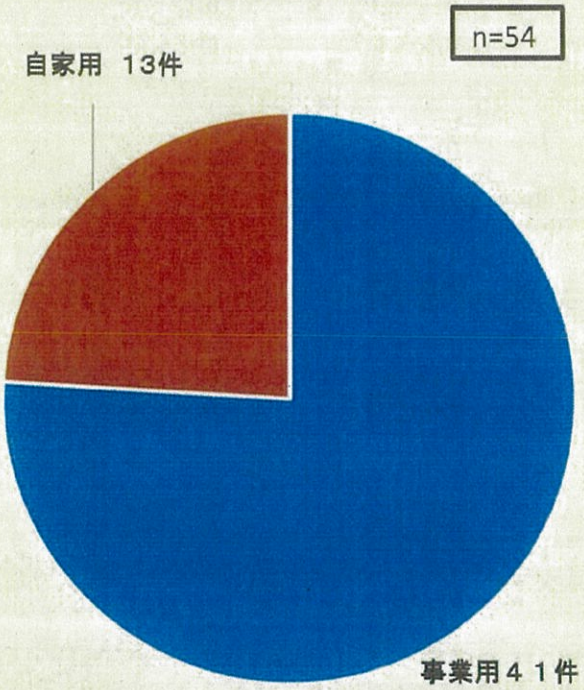
①令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別（大型バス・大型トラック）



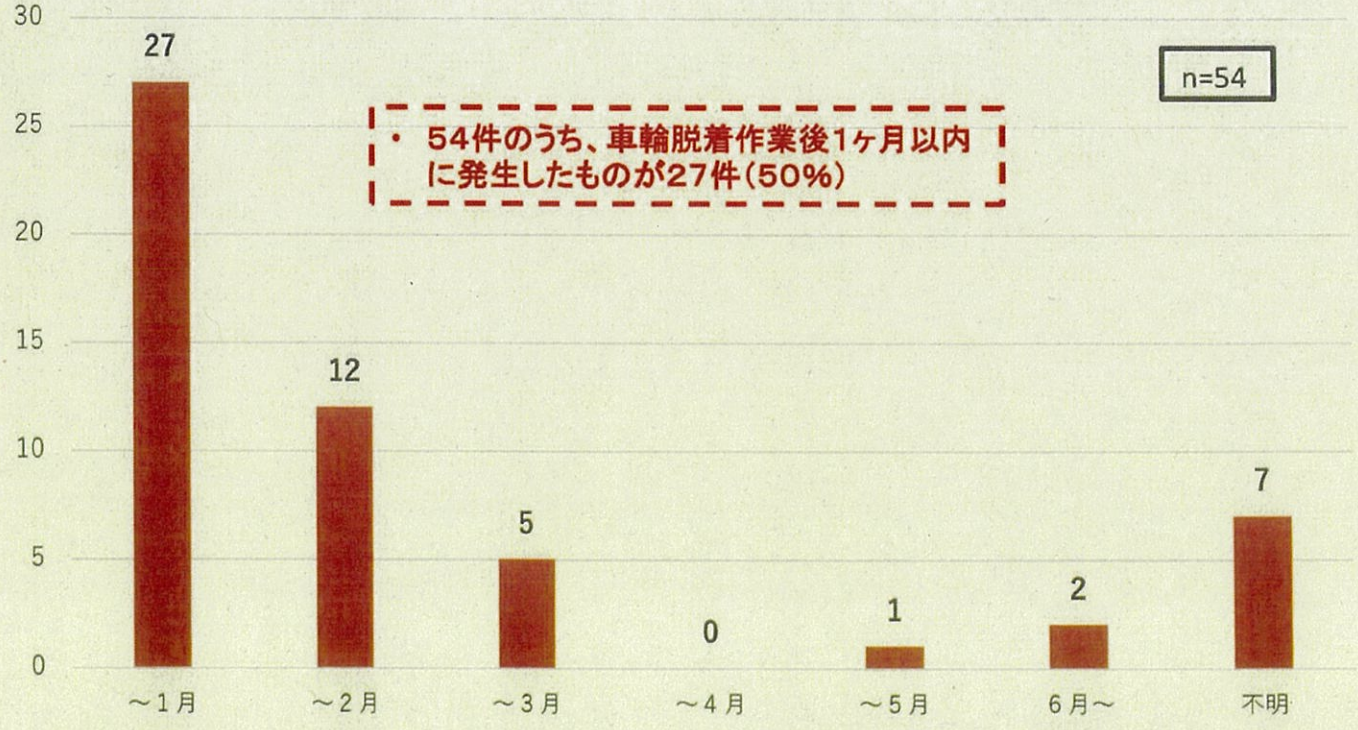
・バスでも1件発生しているが、ほぼトラックが脱落している

事業用・自家用別



・前年度から事業用が9件増加

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



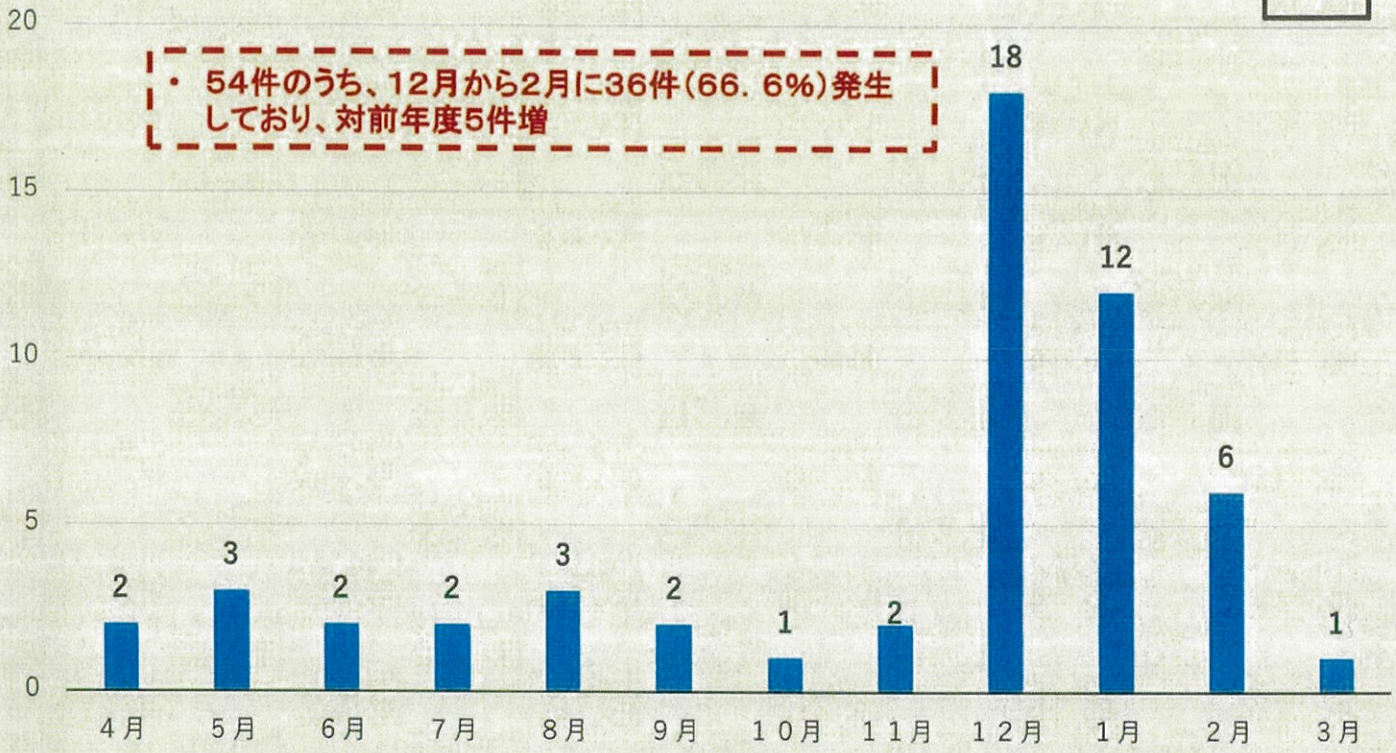
・54件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが27件（50%）

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

発生月別車輪脱落事故発生状況

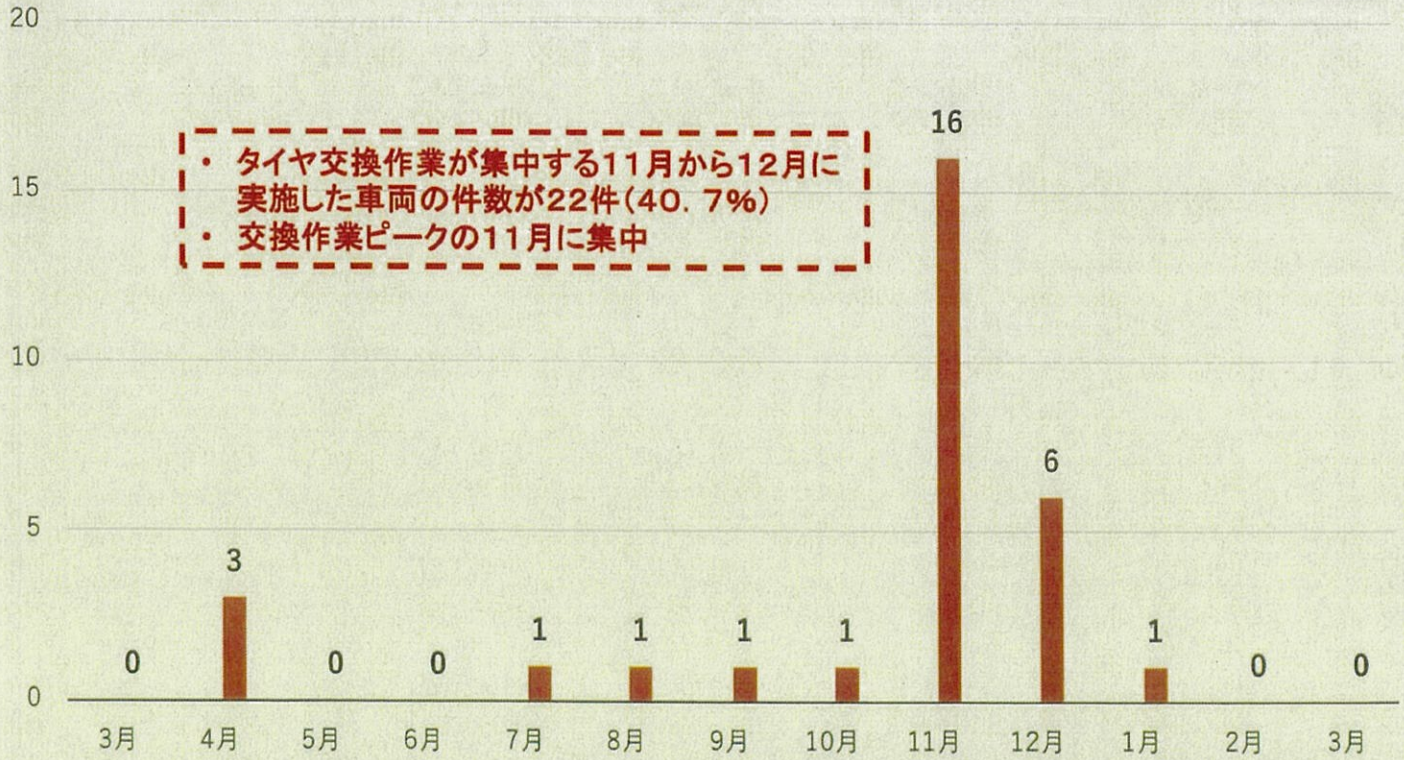
n=54



月別タイヤ交換実施件数

（タイヤ交換後３ヶ月以内に車輪脱落したもの）

n=30

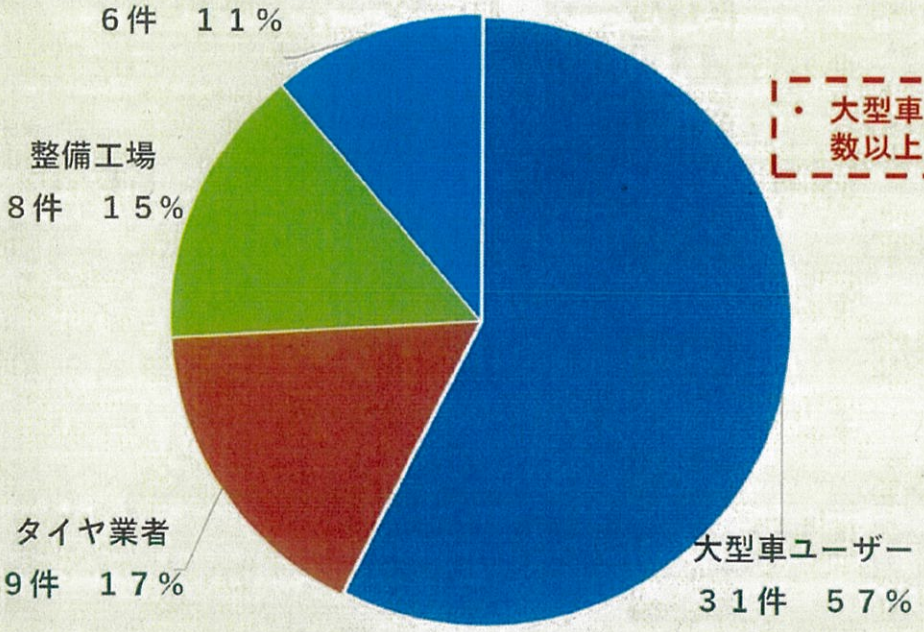


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別

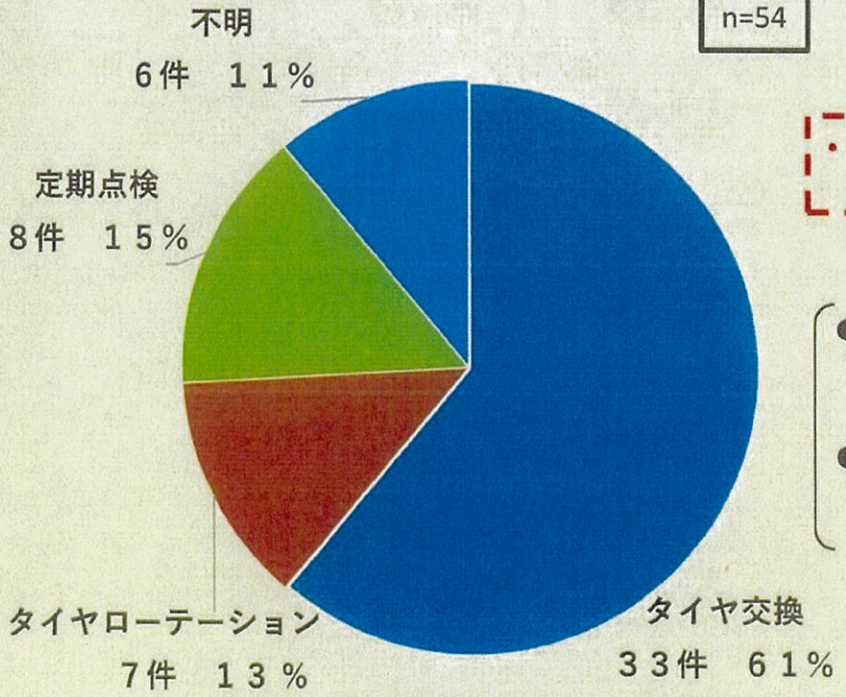
n=54



・大型車ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向で前年度と同比

タイヤ脱着作業内容別

n=54



・タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

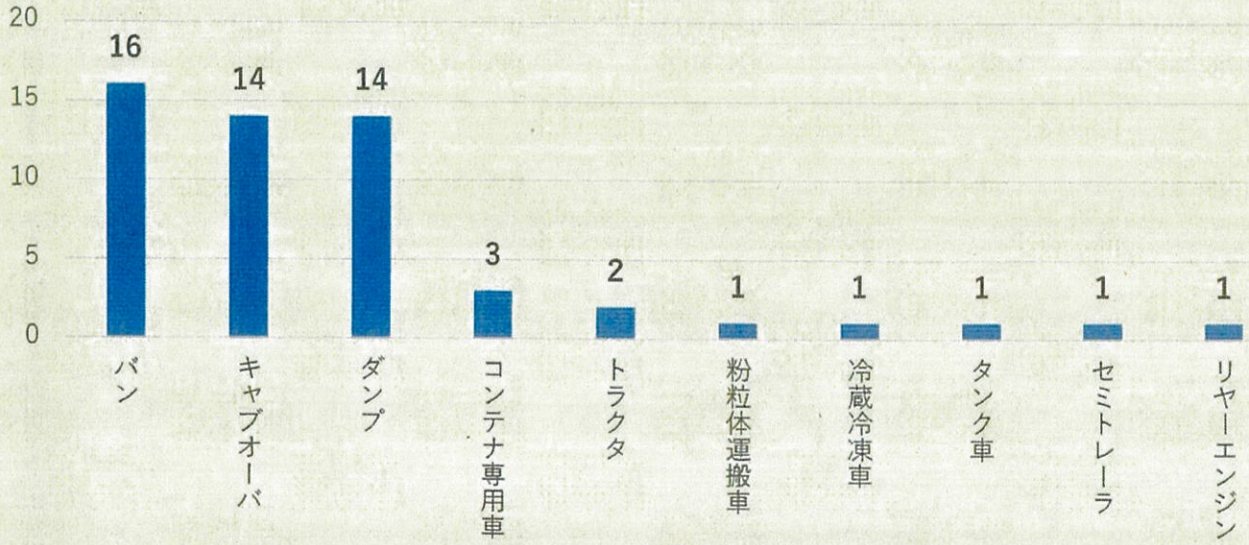
●タイヤ交換
・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
・パンクや摩耗したタイヤの交換　など
●タイヤローテーション
・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

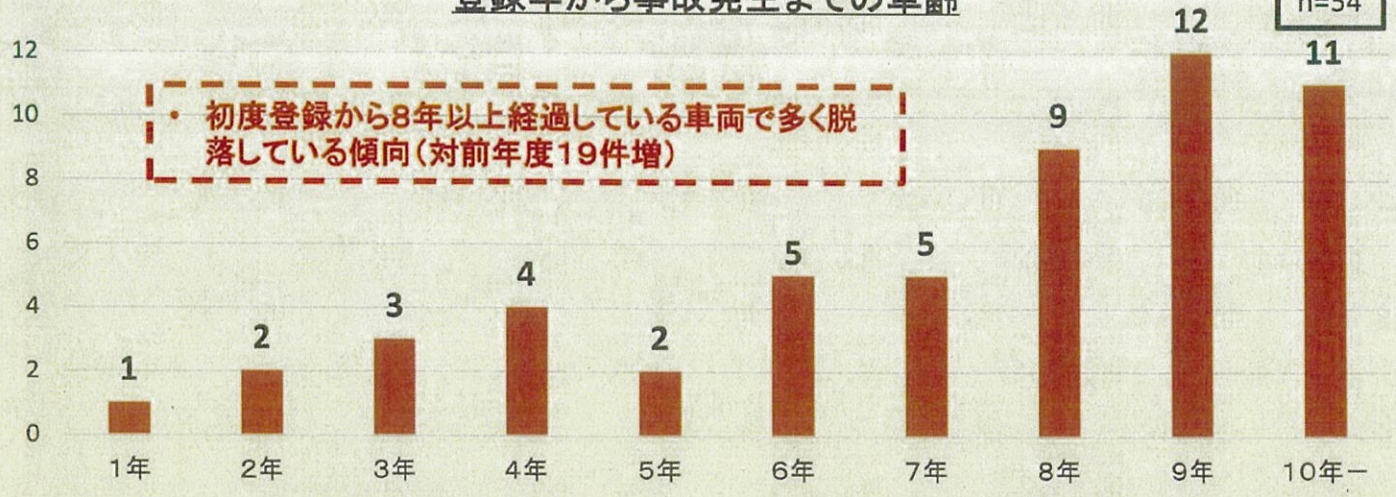
車体の形状別発生件数

n=54



登録年から事故発生までの車齢

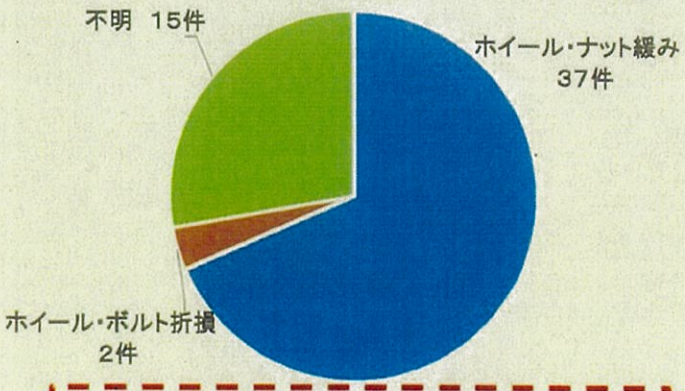
n=54



・初度登録から8年以上経過している車両で多く脱落している傾向（対前年度19件増）

タイヤ脱落時の原因

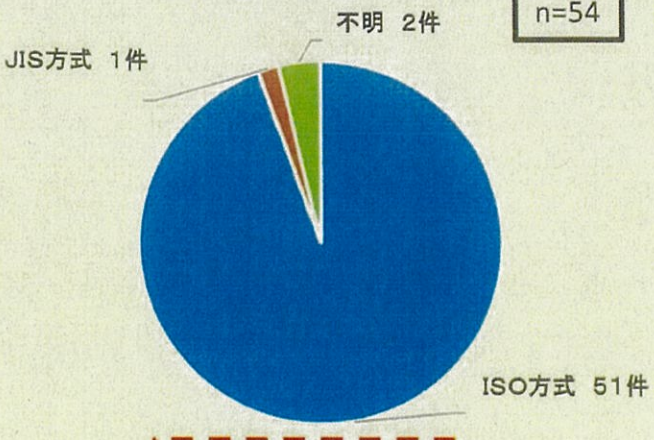
n=54



・大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=54

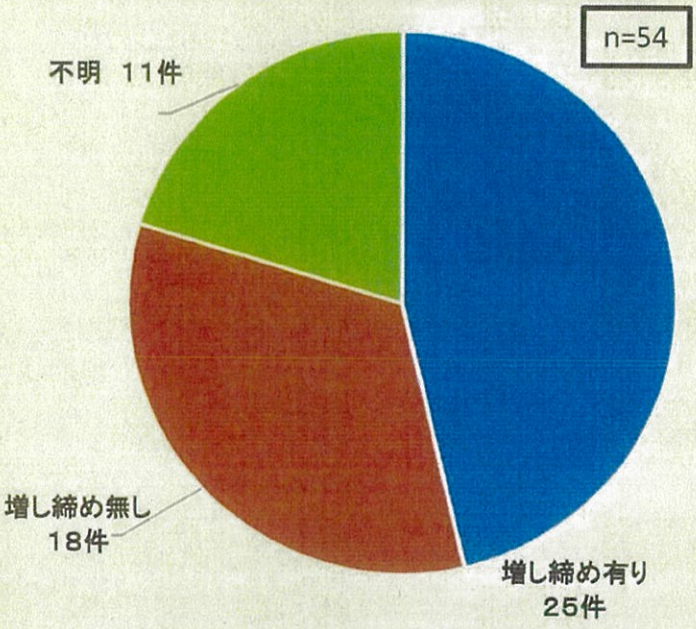


・大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和４年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無

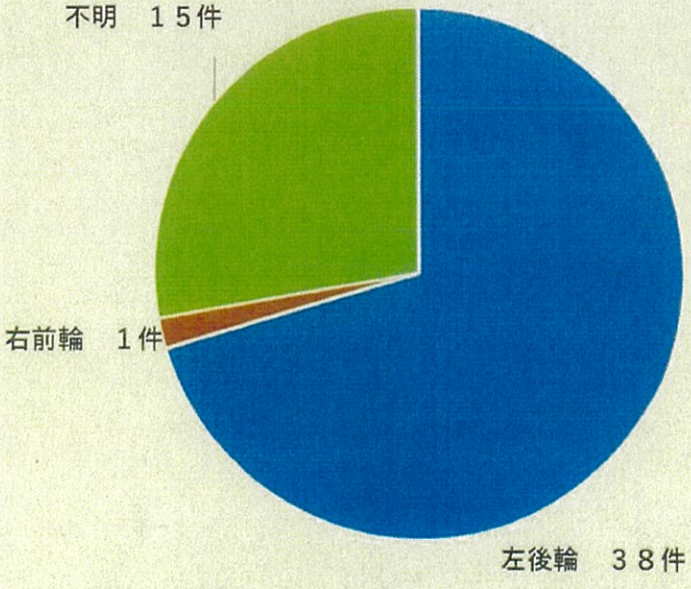


「増し締め有り」25件について、脱落の主な推測要因
- ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

- 「増し締め有り」25件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- 車齢8年以上経過している車両が15件と大半を占めている。
- 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】
- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカー等の活用

車輪脱落箇所



左後輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因
- 左後輪タイヤが多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

東北運輸局では、令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締めの周知方法等のヒアリングを管内計38事業場に実施した。

ヒアリング内容

□ 12ヶ月点検における増し締めの周知方法

・点検整備記録簿への記載　・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布　・していない

□ 初めて入庫する車両（事業者）等への増し締めの必要性等の説明

・している　・していない

□ 事業場における増し締め作業の依頼状況

・有り　・無し

□ 増し締めの必要性に係る自動車使用者の認識

・認識できている　・概ね認識できている　・あまり認識できていない　・認識できていない

□ タイヤを取り付ける際、ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況

（※ハブやネジ部を清掃し、適切な部品を使用し、インロー部、ネジ部及びナット部にエンジンオイル等を塗布して、タイヤホイールを装着した場合において、はじめて適切な締め付けができることを理解しているか。）

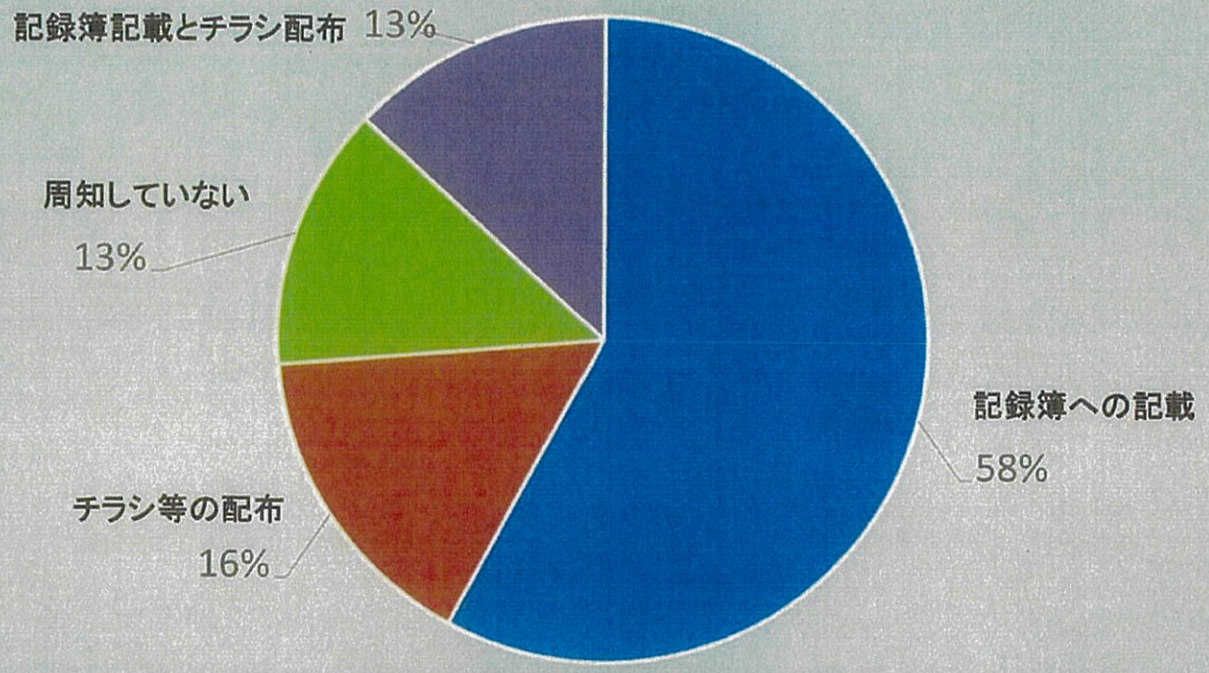
・行っている　・行っていない

□ 使用限度に達しているホイールボルト、ホイールナットの使用禁止に関する自動車使用者の認識

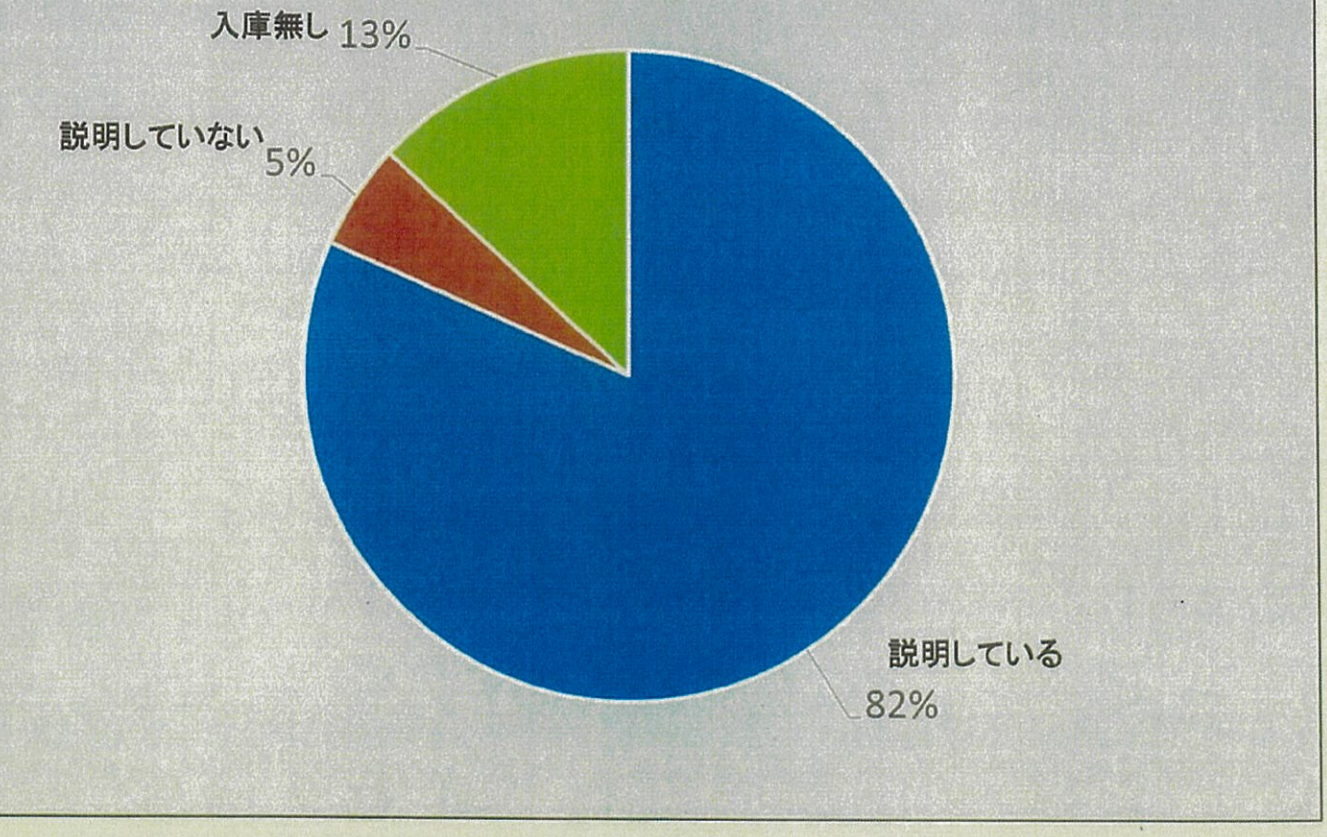
・認識できている　・概ね認識できている　・あまり認識できていない　・認識できていない

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

1．12ヶ月点検における増し締めの周知方法

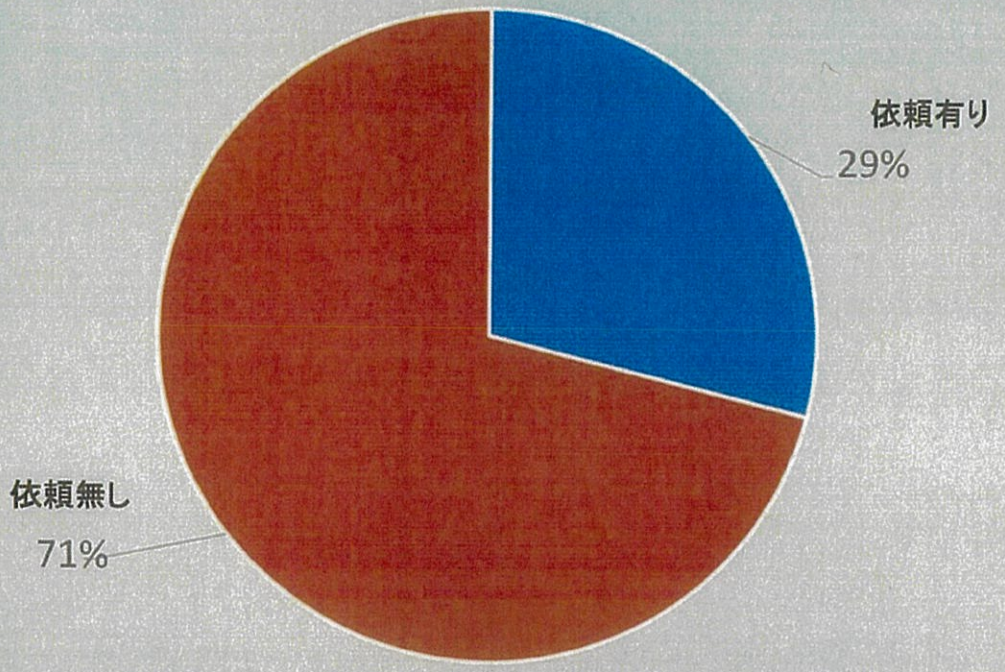


2．初めて入庫する車両（事業者）等への増し締めの必要性の説明

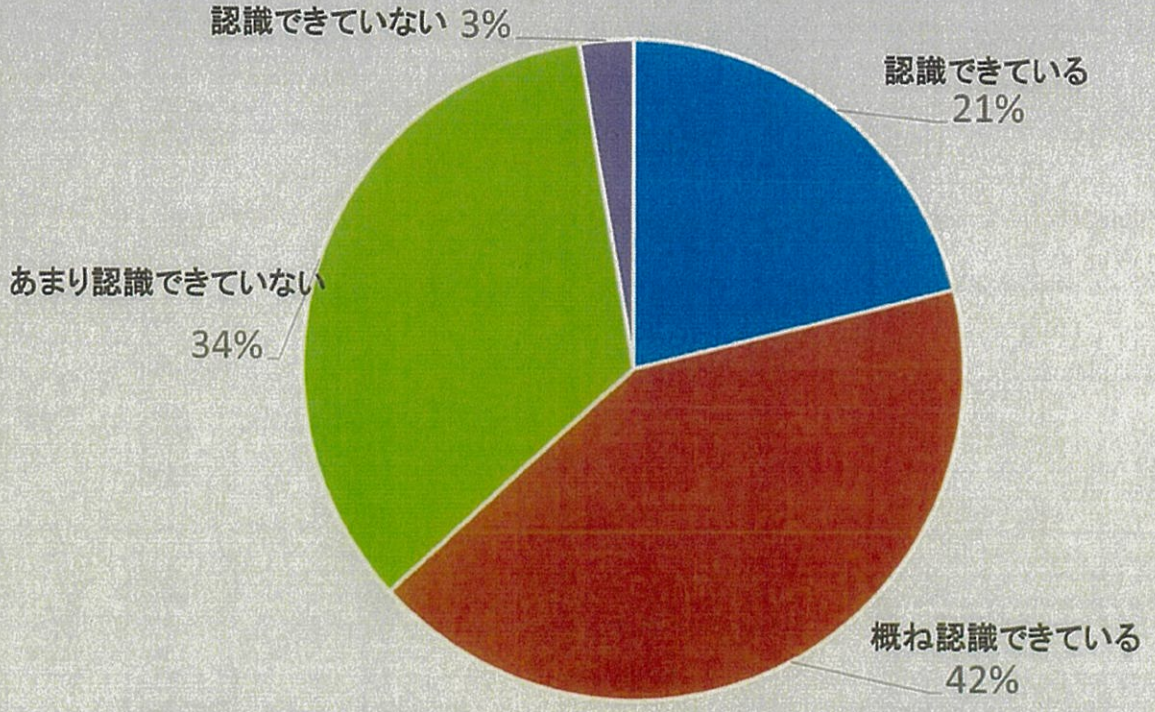


②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

3. 事業場における増し締め作業の依頼状況

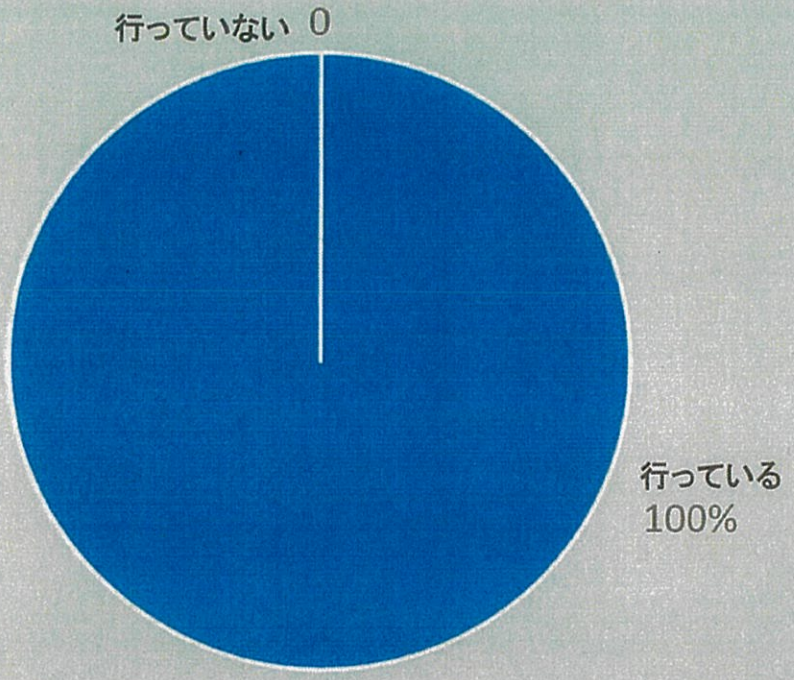


4. 増し締めの必要性に係る使用者の認識

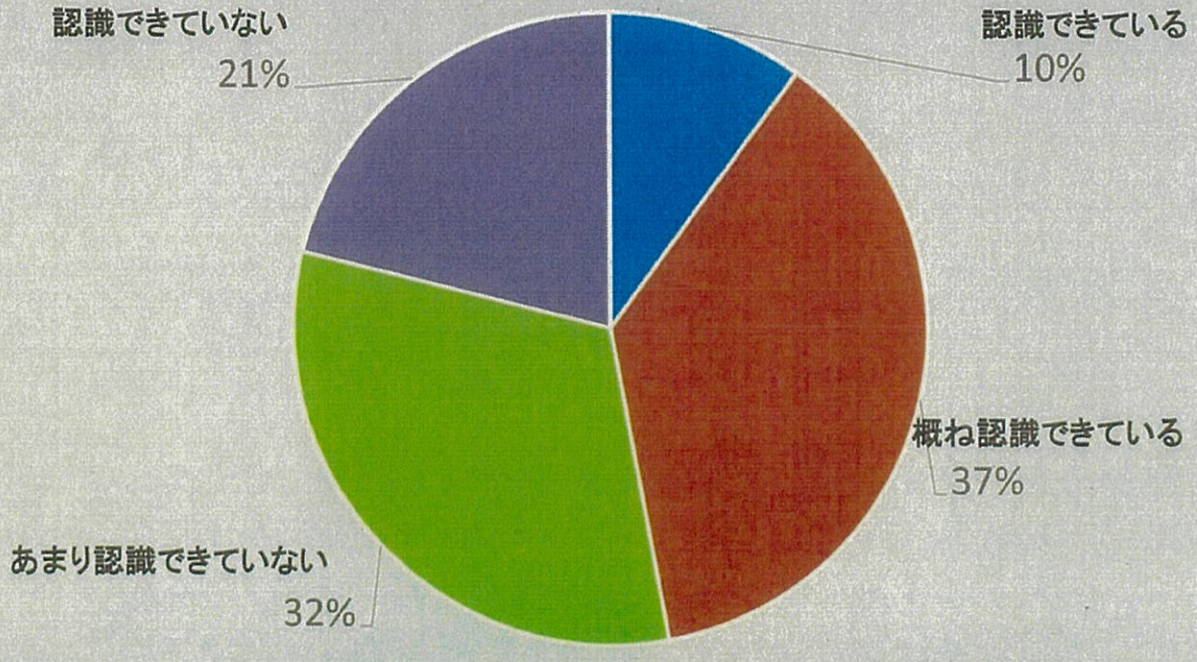


②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

5. ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイル等の塗布状況



6. 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止に関する使用者の認識



②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和４年度）

ヒアリング結果　管内計：38事業場

- 点検時、増し締めの周知は、13%（5事業場）が周知していない。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの必要性を、5%（2事業場）が説明していない。
- 増し締めの必要性について、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答したのが37%（14事業場）
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、38事業場全て実施している。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止を、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答した事業場が約半数（53%）

事業者の皆様へ

- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和４年度）

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAmd5YVi

啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

＜動画一覧＞

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順：10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説：15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順：3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説：5分程度

＜適切なタイヤ脱着作業手順＞





＜適切なタイヤ保守管理作業手順＞





③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイール・ナットの締付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケーターの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和４年度）

＜ディスク・ホイール取り付け後の増し締め＞



＜日常点検＞

1.目視での点検（ナットの緩み以外）



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



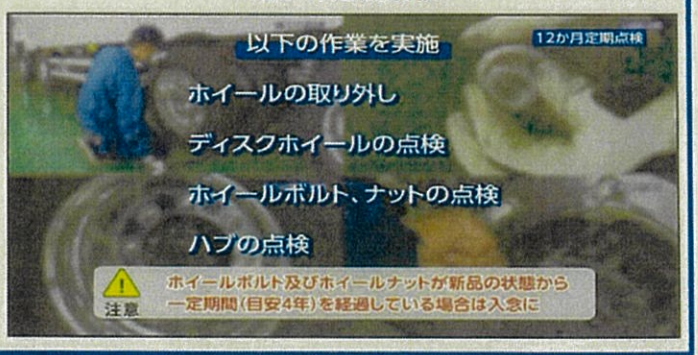
4.日常点検表の活用



＜3か月定期点検＞



＜12か月定期点検＞



OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1．OBD検査とは
2．OBD検査導入背景の紹介
3．OBD検査導入スケジュールの紹介
4．OBD検査システムの紹介
5．OBD検査の開始にあたり準備するもの
6．OBD検査対象の車両について
7．OBD検査の事前準備、業務の流れ
8．OBD検査の実施概要
9．OBD検査ポータルの紹介

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1．OBD検査とは

Point　自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。 ※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



①運転支援装置 ※1
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能 ※1
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

※1 保安基準に規定があるものに限る。

OBDに記録されたDTC（故障コード）を読み取る。

検査用スキャンツールで読み取ったDTCに特定DTC（※2）が含まれる場合、不適合と判定する。
※2 特定DTCとは、保安基準に不適合となる故障コードです。

対象車両
・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2．OBD検査導入背景の紹介

Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。
これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

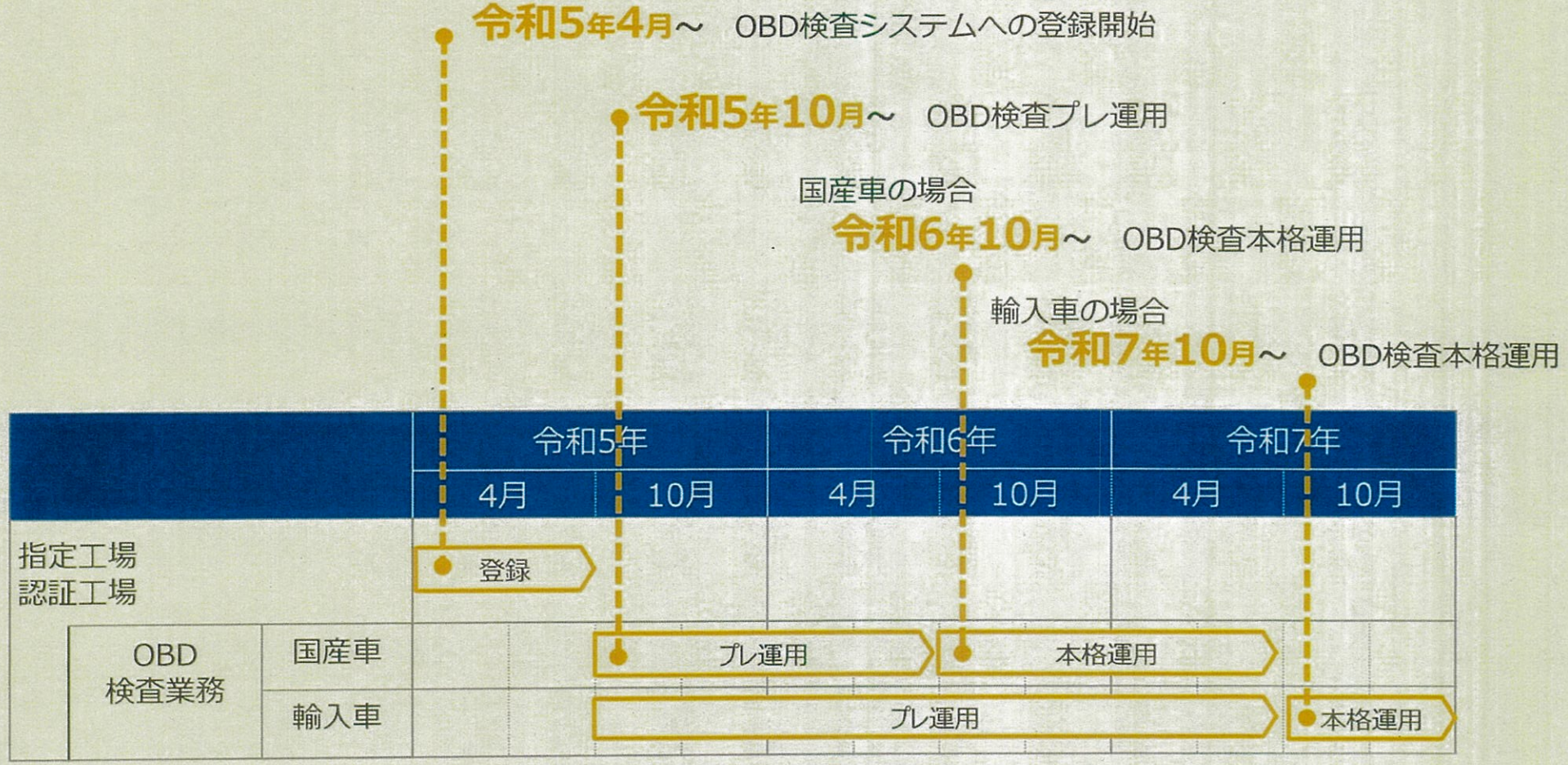
この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。
OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4．OBD検査システムの紹介

Point　OBD検査システムは３つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

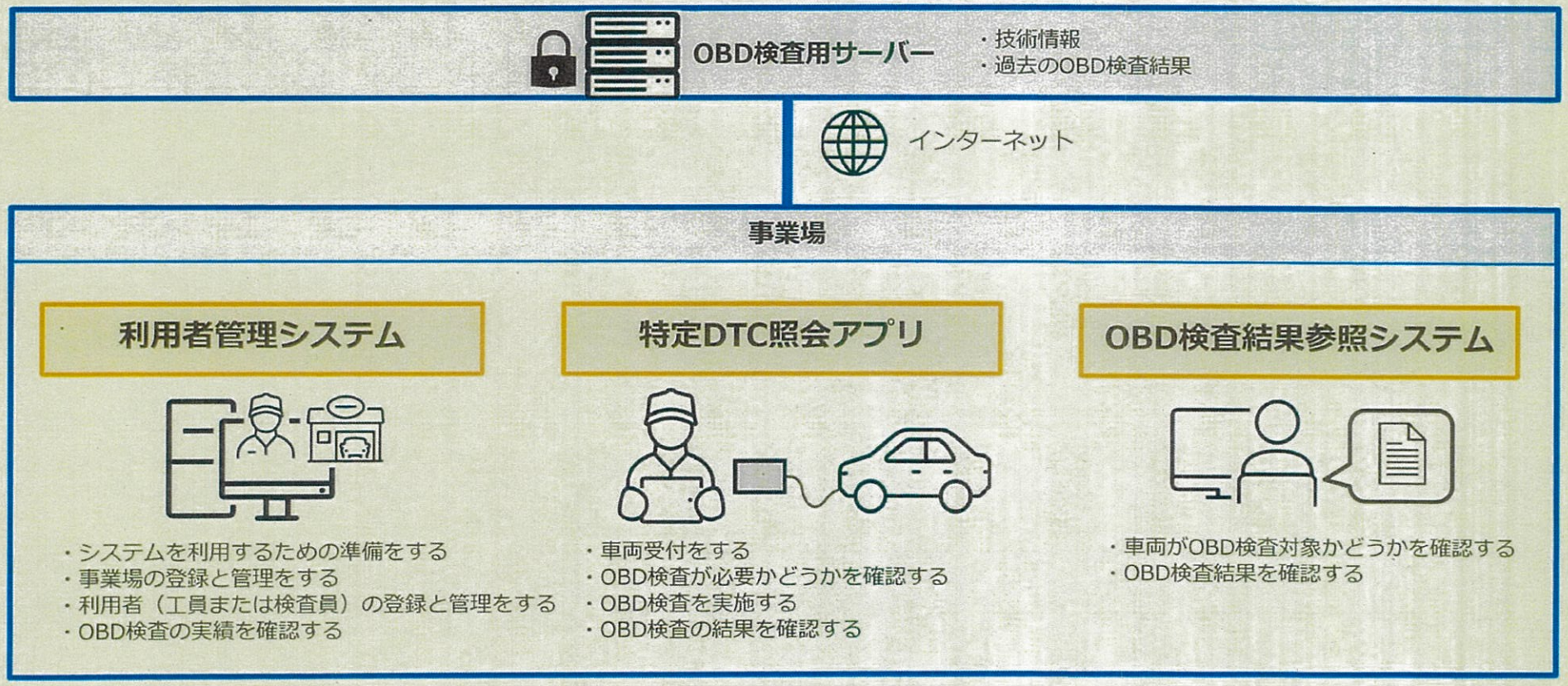
これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。
OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OBD検査システム

利用者管理システム	OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。
特定DTC照会アプリ	車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の合否を判定するためのアプリケーションです。
OBD検査結果参照システム	OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5．OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。
PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

			令和5年		令和6年		令和7年	
			4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場			登録					
	OBD検査業務	国産車		プレ運用		本格運用		
		輸入車		プレ運用				本格運用

令和5年4月～

利用者管理システム／OBD検査結果参照システムで必要なもの

インターネット環境



PC



※1

Windows 10以上

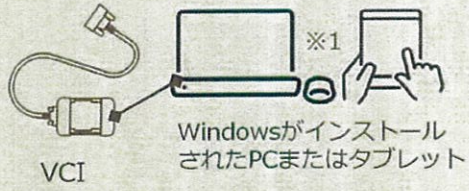
令和5年10月～

特定DTC照会アプリで必要なもの

インターネット環境



検査用スキャンツール※



※1

VCI

Windowsがインストールされたパソコンまたはタブレット

二次元コードリーダ



ICタグリーダ



車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

6．OBD検査対象の車両について

Point
OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

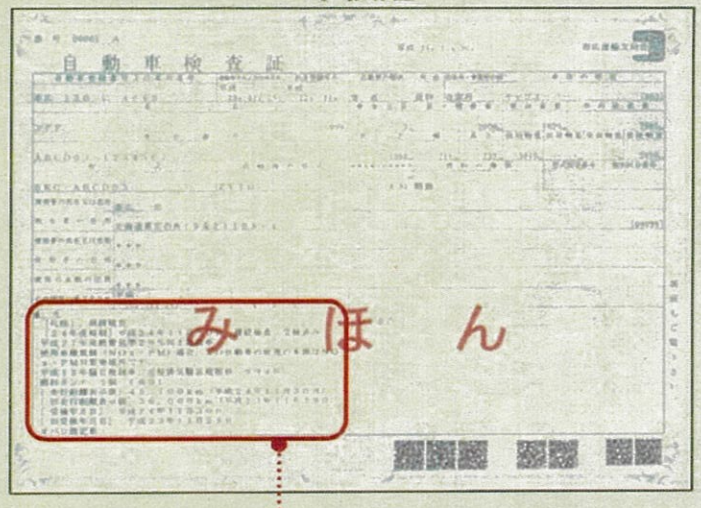
以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から２年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

7．OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point　OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。



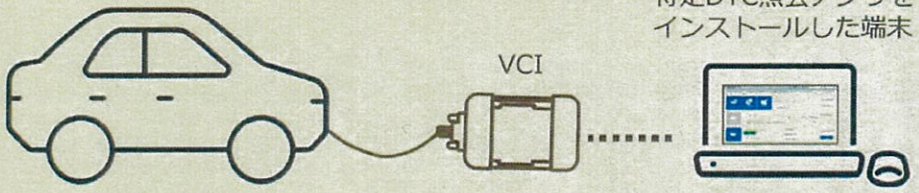
Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

7．OBD検査の実施概要

Point
DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。

車両 ― **検査用スキャンツール**



自動車に検査用スキャンツールを接続する。

ECUから検査用スキャンツールを経由してDTC（故障コード）を読み取る。

DTC（故障コード）をOBD検査用サーバーに送る。

OBD検査用サーバー



検査用スキャンツールで読み取ったDTC（故障コード）をもとに、合否を自動判定する。

検査結果（合否）が送られる。

特定DTC照会アプリ



検査員が特定DTC照会アプリで検査結果を確認する。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8．ポータルの紹介

Point　OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。
OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

https://www.obd.naltec.go.jp



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574
対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

プレ運用へのご協力のお願い

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1．OBD検査のプレ運用

2．検査コースにおけるOBD検査の流れ

3．受検者の皆様へのお知らせとお願い

【参考】

・OBD検査対象車・対象装置の詳細について

・OBD検査の基準について

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1．OBD検査のプレ運用

Point 令和5年10月から開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。

「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れていただくための期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんでいただけると幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について、次のページから説明します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2．検査コースにおけるOBD検査の流れ

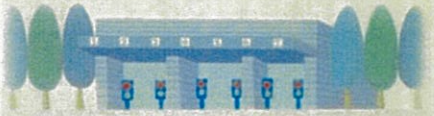
Point 指定工場と同様に自動で判定

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

① 検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。

② OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。

③ OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。



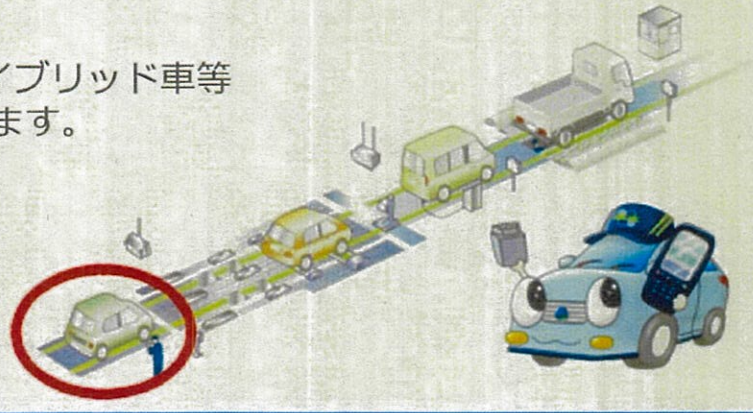






注１：データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続／取り外しは、原則として検査担当者が実施します。

注２：検査担当者の指示により、原動機の始動（電気自動車やハイブリッド車等は、READY等の走行可能状態）と、停止の操作をお願いします。



OBD検査は 検査コースの入口において実施します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．受検者の皆様へのお知らせとお願い

■プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車については、可能な限りOBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計１分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続／取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけると思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

■プレ運用期間中に新規検査又は予備検査を受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

■プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

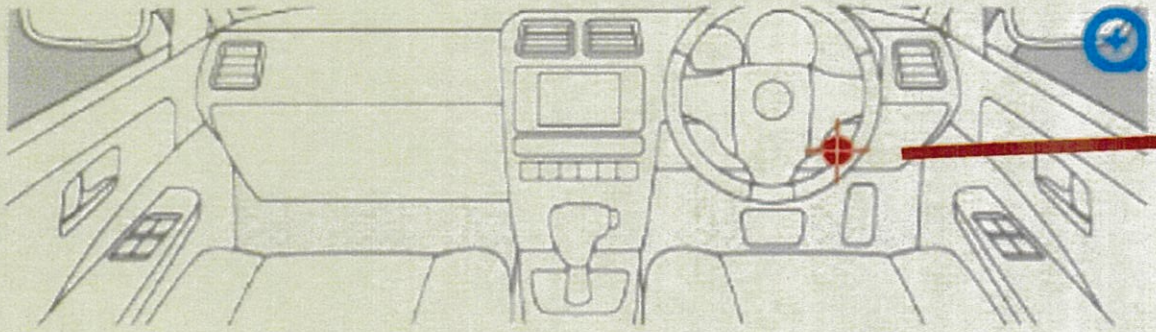
※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

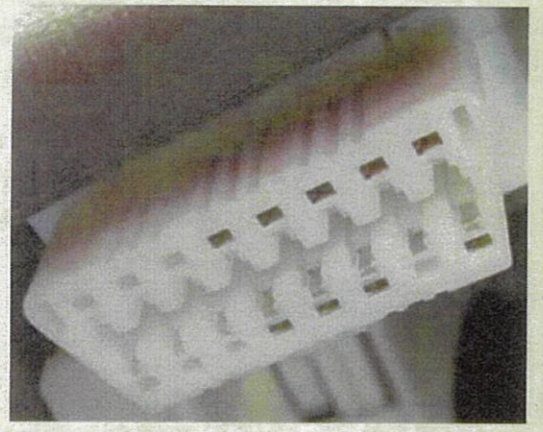
注１：プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の合否には影響しません。
なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注２：OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

■OBD検査の実施にご協力いただける場合は、 運転席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。
また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。





データリンクコネクタ

［自動車特定整備事業者さま］

■検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、当機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

注：本運用開始後、自動車特定整備事業者の皆様が特定DTC照会アプリを用いてOBD確認を行い、
保安基準に不適合がないことが確認された車両については、確認後５日以内であれば、
原則として車検場でのOBD検査を省略することとなります。（ただし、一定の割合で省略不可となります。）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【参考】OBD検査対象車・対象装置の詳細について

■OBD検査対象車とは

自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載があります。

型式指定日が令和３年10月１日(輸入自動車は令和４年10月１日)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
⑦排出ガス発散防止装置
⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
⑨自動運行装置

※フルモデルチェンジ車等：ニューモデルやフルモデルチェンジがこれに含まれ、派生車や兄弟車は基本的には含まれません。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【参考】OBD検査の基準について

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。（プレ運用期間中の結果は、車検の合否には影響しません。）

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 （排出ガス発散防止装置）	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号（MIL信号）が出力されているもの ・１つもレディネスコード（故障診断の前提条件が成立していることを示すコード）が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC（OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード）が１つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 （排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定DTCが１つ以上記録されているもの

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

受検する際の注意事項

独立行政法人自動車技術総合機構　青森事務所

1. 自動車検査証の記載内容と現車に相違がないか確認して下さい。
   記載内容に相違があるときは、構造等変更検査の手続きが必要となる場合がありますので、予め準備をして検査に臨んで下さい。また、継続検査では予約しないで下さい。
2. 新規検査等及び構造等変更検査の際は、検査票の裏面にも必要事項の記入をお願いします。
3. 車台番号及び原動機型式の打刻は、汚れ等がなく打刻文字が確認できる状態で検査を受けて下さい。
   また、車台番号等を確認の時はエンジンを停止するとともに駐車ブレーキを作動し、ボンネットまたはキャビンを上げたうえでストッパー等により固定した状態にして下さい。（手で持ち上げた状態は危険です。）
4. 外観検査実施時に総走行距離の数字を読み上げますので、車両の総走行距離と相違がないか確認して下さい。更に、総合判定時にも数字を読み上げますので、車両の総走行距離計と相違がないか確認して下さい。
5. 座席とシートベルトは確認できる状態（格納式座席は展開した状態）にして下さい。特に３列目のシートは注意して下さい。
6. 特種用途自動車については、その設備についても確認を行います。
   特にキャンピング車の就寝設備（ベッド）は予め展開した状態で検査を受ける、または、検査時に容易に組立られるように組立方法を把握してきて下さい。
7. 降雪時には、タイヤハウス内や泥よけ等に付着した雪や氷結を取り除いて下さい。
   また、ナンバープレートに付着した雪を払って、文字が確認できる状態にして下さい。
8. 検査場内及び検査待機コースは、事故防止のため入口側から出口方向への一方通行です。検査官の誘導のない後退は禁止です。
9. 小型（２）コースの検査対象車両は、全幅２．１ｍ以下、全高３．０ｍ以下、軸距１．８～３．２ｍ、軸重２ｔ以下です。
10. 入場時はコース中央に車両を入れて下さい。特に小型車の後輪ダブルタイヤの内側がテスタに接触するおそれがあります。
11. トラクション・コントロール装置（ＴＲＣ、ＴＣＳ、ＴＣＬ）や坂道発進補助装置（ＨＳＡ、ＥＳスタート、ＨＥＳ）付きの車両は、検査時にスイッチをＯＦＦにして下さい。
12. ハイブリッド車は、排気ガス検査前に整備モードに切り替えて、アイドリング状態を維持して下さい。

13. 受検車両の操作（整備モード、トラクション・コントロール装置ＯＦＦなど、受検時に必要な操作）をできるようにしてきて下さい。
14. 電磁式駐車ブレーキの車両は通常の検査方法と異なりますので、予め操作方法を確認した上で受検して下さい。
15. 排気ガス等の検査を受ける前には十分に暖気をして下さい。年式等、旧基準での判定が必要な場合には検査官に申し出て下さい。
16. 排気ガス検査及び近接排気騒音検査等のため車両から降車する際は、シフトレバーを必ず「Ｐ」（ＭＴ車は「Ｎ」）とし「駐車ブレーキ」を確実に作動させて下さい。測定中は、待機位置に移動し、車両の前後に立たないで下さい。
17. 前照灯検査をハイビーム（走行用）で受検する平成１０年８月３１日以前に製作された車両は、申告ボタンを押して下さい。
18. 再検査確認車両は検査コースに並んで下さい。再検査の車両に対しては、外観検査の担当者が対応します。なお、再検査の時にも必ず車台番号の確認を受け、検査官の指示に従って下さい。
19. 再検査や計測コースへ移動の指示があった場合でも、必ず出口付近の総合判定ＢＯＸに書類を提示して下さい。
20. 限定自動車検査証の交付を希望する際は、必ず当日中に総合判定ＢＯＸに申し出て下さい。なお、限定検査を受検する際は、支局庁舎内の「３．検査関係受付」窓口で必ず受付（予約不要）をして下さい。
21. 不慣れな方が受検する時は、その旨を検査官にお知らせ下さい。
    また、検査途中で、やり方がわからなくなった場合はその場から動かないで下さい。
22. 大小兼用（１）コースの大型マルチテスタで受検する際の注意事項
    ①入口の車種選択兼再入場申告モニタで検査種別及び車種等を選択して下さい。
    ②４輪駆動車は、切り替えられるものでも機械式以外は「４ＷＤ車」を選択して下さい。
    ③ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置案内線に沿って正しくテスタに正対させて下さい。
23. 初回外観検査実施時にチェックランプ（エアバッグ、ＡＢＳ、エンジン、ブレーキ）の点灯または点滅が認められた場合は、「審査中断」となり以降の検査が受けられません。事前に確認をお願いします。
24. 大型特殊自動車は計測コースに並んで下さい。

令和４年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和５年３月末現在）

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城 1	令和４年４月	保安基準適合証の交付停止 ４０日間	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・検査員の氏名を虚偽記載した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。
山形 2	令和４年４月	保安基準適合証の交付停止 ２５日間	【指定整備事業関係】 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。（3台） ・法令の規定を遵守する体制でない。
宮城 3	令和４年６月	保安基準適合証の交付停止 ８０日間 検査員警告 1名	【指定自動車整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。（115台） 【自動車検査員関係】 ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
岩手 4	令和４年11月	保安基準適合証の交付停止 ２５日間 検査員解任 1名	【指定自動車整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した。（1台） ・指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。

青　森 5	令和４年12月	保安基準適合証の交付停止 １５日間 検査員警告　　1名	【指定自動車整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。（1台） ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。（1台） 【自動車検査員関係】 ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年６月２７日
関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の指定の取消処分

栃木県宇都宮市の指定自動車整備事業者に監査を実施したところ、完成検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したことなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

１．事業者及び事業場の名称
事業者　株式会社ビッグモーター（東京都港区）
事業場　ビッグモーター　宇都宮南店（栃木県宇都宮市）

２．行政処分の内容（処分年月日 令和５年６月２７日）
（１）指定自動車整備事業※1の指定の取消し
（２）自動車検査員※2の解任命令　２名

３．法令違反の主な内容
（１）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第 94 条の５第１項違反）
（２）指定整備記録簿の虚偽記載
（道路運送車両法第 94 条の６第１項違反）

４．違反の概要
（１）完成検査の一部（速度計誤差の検査）未実施（５８台）

【問い合わせ先】
関東運輸局 自動車技術安全部 整備課　塚原・小澤
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813
【配布先】
横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年７月６日
国土交通省東北運輸局

不正車検を行った民間車検場の指定の取消処分

東北運輸局は、完成検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したことなどの道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、本日、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

記

１．事業者の名称
宮城ホンダ販売株式会社（宮城県仙台市）

２．事業場の名称
宮城ホンダ販売株式会社 白石店（宮城県白石市）

３．行政処分の内容（処分年月日 令和５年７月７日）
指定自動車整備事業※1の指定の取消し

４．法令違反の主な内容
（１）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第９４条の５第１項 違反）
（２）指定整備記録簿の虚偽記載
（道路運送車両法第９４条の６第１項 違反）

５．違反の概要
（１）完成検査の一部（排ガス検査）未実施（６５台）
（２）上記（１）に係る指定整備記録簿の虚偽記載

【問い合わせ先】
東北運輸局 自動車技術安全部
整備・保安課 杉本、佐々木
TEL：022-791-7534 FAX：022-299-8872